多面的機能支払交付金 熊本県 中間評価報告書

第1章 取組の基本方針

1. 基本的な考え方

熊本県では、県下各地で地域の特性を活かした多様な農業生産が行われており、主要農産物の 多くがその生産量において全国で上位を占めるなど、本県はわが国における食料生産基地としての役割を担っている。

また、本県の農業・農村は、生産の場としての機能のほか、地下水の涵養、景観の維持、生物多様性の保全など多面的な機能を有しており、将来にわたってこれらの機能を維持していくことが重要である。

しかしながら、高齢化の進行や農業後継者の不足により、農業生産を維持していくことが困難となりつつある中、生産基盤である農地や農業用水の保全管理の管理主体である集落の機能の低下が年々進んでいることも懸念されている。

このため、本県においては、共同活動による多面的機能の維持・発揮を図る多面的機能支払を積極的に活用し、集落機能の再編・強化を進めながら地域の農業・農村の活性化や持続的発展を目指す。

2. 農地維持支払に関する事項

- (1)地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、本県特有の「草地」の現状(草地の多くが、採草放牧地と呼ばれる養畜の事業のための採草又は放牧の目的に供されている)や、草地の地形的特性(山成りに形成し、農用地の法面が存在しない)を踏まえた活動指針とする。

- ②地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
 - ア. 地域資源の基礎的保全活動

地域活動指針の基礎活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

今後の農地集積の加速化等農村の構造変化の進展に対応して、地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、それに向けて取り組むべき活動・方策のとりまとめを行う。

- ③ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件 熊本県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に定める要件は、 次のとおりとする(熊本県独自の定めた取組みのみを記載)。
 - 2) 実践活動 〔農地維持支払〕
 - イ 水路 (開水路・パイプライン) に関する取組内容
 - ③ 施設の適正管理
 - □配水操作
 - ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
 - エため池に関する取組内容
 - ③ 付帯施設の適正管理
 - □配水操作
 - ・地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。

3. 資源向上支払(共同)に関する事項

- (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領別記1-2の活動指針を基礎として、本県特有の「草地」の現状(草地の多くが、採草放牧地と呼ばれる養畜の事業のための採草又は放牧の目的に供されている)や、草地の地形的特性(山成りに形成し、農用地の法面が存在しない)を踏まえた活動指針とする。

- ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方
 - ア. 施設の軽微な補修

活動指針の施設の軽微な補修に係るすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

イ. 農村環境保全活動

活動指針の農村環境保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

活動指針の多面的機能の増進を図る活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。

③ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件

熊本県の資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、次のとおりとする(熊本県独自の定めた取組みのみを記載)。

- (I) 施設の軽微な補修
- 2) 実践活動 〔資源向上(共同)〕

ア 農用地に関する取組内容

- ②施設
 - □鳥獣被害防護柵等の補修・設置
 - ・鳥獣被害防止のための防護柵の補修や設置等を行うこと。
 - ・鳥獣被害防止のためのワナの補修や設置等を行うこと。 ただし、ワナの設置については狩猟免許や捕獲許可が必要であるため注 意すること。
 - □牧柵の適正管理
 - ・牧柵の維持・補修又は改修等適正な管理を行うこと。
- (Ⅱ)農村環境保全活動
- 3) 実践活動 〔資源向上(共同)〕
 - ②水質保全
 - □家庭廃油の再利用
 - ・農業用水の水質浄化を推進するために、家庭からの廃油等を収集し、 再利用を図ること。

4. 資源向上支払(長寿命化)に関する事項

- (1)地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
 - ① 基本的考え方

農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。

また、本県では排水不良を抱える干拓地や鳥獣被害に苦しんでいる中山間地域に農地が多く存在しており、これらの農地の保全も重要となっており、県内全域の農地を保全するための補修・更新等を対象活動とする。なお、農地にかかる施設・活動については、集落が管理する水路、農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で実施することができるものとする。

② 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針 熊本県の資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の対象施設・対象活動に関する指針は、次のとおりとする(熊本県独自の定めた取組みのみを記載)。

【水路(開水路、パイプライン)に関する対象活動】

(1) 水路本体

ア. 補修

- □水路のしゅんせつ
 - ・水路本体において、土砂の堆積、植物の繁茂などにより通水機能に支障が 生じており、清掃や泥上げなどの日常管理だけでは解消が困難な場合、機 械等を用いてしゅんせつをするなどの対策を行うこと。
- □水路法面の補修
 - ・法面崩れなど水路法面が破損している場合、破損状況に応じた工法による 補修等の対策を行うこと。
- (2)付带施設

ア. 補修

- □取水施設の補修
 - ・取水堰や頭首工及びその付帯施設が破損している場合、河川管理者への協議を行った上で、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。 また、井戸や減圧施設などが破損している場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこと。

イ. 更新

- □集水枡、分水枡の更新
 - ・老朽化等により機能に支障が生じている集水枡、分水枡について、更新等 の対策を行うこと。
- □水路蓋の設置
 - ・水路への土砂流入防止や水路内への転落防止等のために、水路蓋の設置を 行うこと。

【農道に関する対象活動】

(2)付带施設

ア. 補修

□橋梁付帯施設の補修

・欄干などの橋梁付帯施設が破損若しくは老朽化により、安全な交通の妨げとなっている場合、破損状況に応じた工法による補修等の対策を行うこ

【ため池に関する対象活動】

(1) ため池本体

ア. 補修

- □ため池のしゅんせつ
 - ・ため池に土砂が堆積し、貯水機能が維持できない恐れがある場合、堆積状 況に応じたしゅんせつにより対策を行うこと。

【農地に係る施設】

ア. 補修

- □暗渠排水の補修
 - ・暗渠排水が目詰まりなどによって、従来の機能を果たさない場合、地域の 合意に基づき、暗渠の清掃や破損箇所の補修等により対策を行うこと。
- □給排水施設の補修
 - ・給排水施設において、形状の劣化、破損等が見られ、従来の機能に支障が ある場合、補修等により対策を行うこと。
- □農地法面の補修
 - ・農地法面の破損等があり、補修等による対策を行うこと。
- □進入路・牧道の補修
 - ・農地への進入路・牧道において、破損等が見られる場合、補修等により対 策を行うこと。
- □防風施設の補修
 - ・防風ネットや防風林など防風施設において、形状の劣化、破損等が見られる場合、補修等により対策を行うこと。
- □鳥獣被害防護柵・牧柵の補修
 - ・鳥獣被害防護柵・牧柵の形状の劣化、破損等が一部で見られる場合、補修 等により対策を行うこと。

イ. 更新等

- □暗渠排水の更新、設置
 - ・暗渠排水が目詰まりなどによって従来の機能を果たさない場合や農地表面 の湿潤化が見られる場合、地域の合意に基づき、暗渠の更新や設置により 対策を行うこと。
- □給排水施設の更新
 - ・給排水施設において、形状の劣化、破損等が見られ、従来の機能に支障が ある場合、更新等により対策を行うこと。
- □進入路・牧道の更新
 - ・農地への進入路・牧道において、機能に支障がある場合、未舗装進入路を 舗装するなど更新等により対策を行うこと。
- □鳥獣被害防護柵・牧柵の更新

・鳥獣被害防護柵・牧柵の形状の劣化、破損等が見られる場合、更新等により対策を行うこと。)施設の軽微な補修

5. その他推進体制等

(1) 基本的な考え方

本交付金による取組の推進にあたっては、熊本県、市町村、農業者団体、集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、熊本県、市町村、農業者団体等から構成する熊本県多面的機能支払推進協議会(以下、推進協議会という。)を地域の推進体制に位置付けることとする。

- (2)関係団体の役割分担
 - ① 熊本県
 - ・本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者委員会を設置・運営する。
 - ・熊本県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
 - ・活動組織における適切な事業実施が図られるよう、市町村に対し、指導・助言等を行う。
 - ・市町村への交付金の交付を行う。
 - ・その他県として取組の推進に必要となる業務。
 - ② 市町村(別添:市町村一覧参照)
 - ・管内の活動組織等の事業計画の認定及び広域組織の協定を認定する。
 - ・毎年度、対象組織の多面的機能支払に係る活動の実施を確認する。
 - ・毎年度、対象組織を対象とした説明会を開催し、活動の実施に必要な事項を周知する。
 - ・対象組織に対し、適宜指導を行い、協定に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
 - ・多面的機能支払交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査し、対象組織の代表者に交付金の交付を行う。
 - ・その他市町村として取組の推進に必要となる業務。
 - ③ 推進協議会
 - ア普及推進・指導に関する業務
 - ・活動組織等に対する説明会を開催する。
 - ・活動組織等に対する指導・助言を行う。(技術指導、事務的支援を含む。)
 - ・手引き、広報資料等の作成及び普及啓発活動を行う。
 - イ 交付・申請に関する県及び市町村事務の支援
 - ・事業計画及び広域協定を審査する。
 - 実施状況を確認する。
 - ・交付申請書類に係る書類を審査する。
 - ウ その他
 - ・本交付金の実施に必要となる各種調査等を行う。
 - ・九州各県推進組織との連絡調整及び研修会の開催を実施する。
 - ・活動組織等の法人化及び事務支援組織の設立支援を行う。
 - ・その他県・市町村事務の支援を行う。
 - ・その他推進に必要となる業務。

(3)市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から熊本県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を熊本県補助金等交付規則及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に従い、熊本県から管内市町村に交付するものとする。

また、推進協議会への推進交付金については、県から推進協議会に対して交付するものとする。

(4)その他必要な事項

なし

6. 広域協定の規模

熊本県内においては、「過疎地域促進特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域」、「山村振興法第7条第1項に基づき規定された振興山村」、「離島振興法第2条第1項に基づき規定された半島振興対策実施地域」、「半島振興法第2条第1項に基づき規定された半島振興対策実施地域」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項に規定する特定農山村地域」、「中山間地域等直接支払制度における地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域」のいずれかに該当し、且つ、旧市区町単位等の広域エリアにおいて、広域協定の対象とする区域が100ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。

7. その他

(1)多面的機能支払交付金に係る役割分担

多面的機能支払交付金実施要綱(平成 26 年 4 月 1 日 25 農振第 2254 号農林水産事務 次官依命通知。以下、「交付金旧 26 要綱」という。)に基づき平成 26 年度に交付された交付 金の実績確認等については、平成 26 年度に制定した熊本県多面的機能支払の実施に関 する基本方針(以下、「旧基本方針」)に基づき実施する。

【参考添付資料】

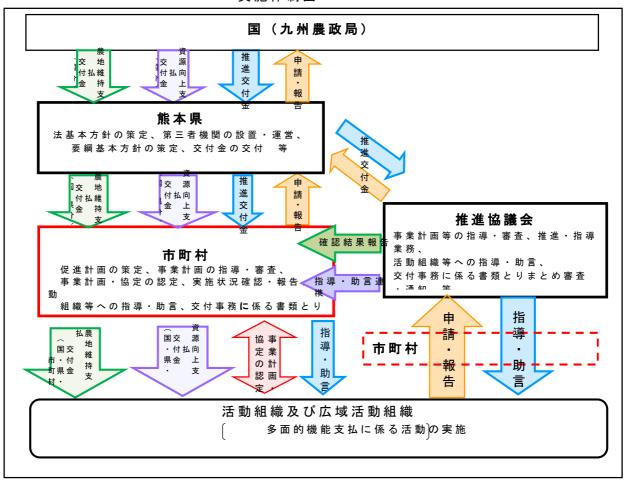
(参考1)関係団体の役割分担表 (参考2)実施体制図

<参考1>

関係団体の役割分担表

声类中		実施主体		/# **
事 業 内 容	熊本県	関係市	推進協	備考
		町村	議会	
多面的機能支払交付金				
多面的機能支払推進交付金				
1. 法基本方針の策定	0			
2. 促進計画の策定		0		
3. 第三者機関の設置、運営	0			
4. 要綱基本方針の策定	0			
5. (1)事業計画の指導、審		0	0	
査				
(2)事業計画の認定		0		
6. (1) 広域協定の指導、審		0	0	
査				
(2) 広域協定の認定		0		
7. (1) 実施状況確認		0	0	
(2) 実施状況報告		0		
8. 推進・指導		1		
(1)活動組織等への説明会	0	0	0	
(2)活動に関する指導、助言		0	0	
(3)推進に関する手引きの作成			0	
(4)活動組織を支援する組織へ			0	
の支援				
9. (1)審査、通知		0	0	
(2) 交付	0	0		
10. その他推進事業の実施に	0	0	0	
必要な事項				
※研修会の実施等				

実施体制図



第2章 取組の状況

1. 取組実績

(1) 市町村数 : 44 割合 98%(取組市町村数/全市町村数×100)

(2)活動組織数:767組織

(広域活動組織含む)うち農地維持支払 722組織

資源向上支払 (共同) 5 1 0 組織 資源向上支払 (長寿命化) 4 8 2 組織

(3) 取組面積 : 72, 828ha

うち農地維持支払 7 1 , 4 7 5 ha 資源向上支払 (共同) 6 5 , 1 9 9 ha 資源向上支払 (長寿命化) 4 8 , 3 4 0 ha

(4) 対象施設数:水路10,793km、農道7,691km、

ため池689ヶ所

(5) 交付金額 : 4, 114百万円

うち農地維持支払 1,530百万円資源向上支払(共同) 791百万円

資源向上支払(長寿命化) 1,793百万円

2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況

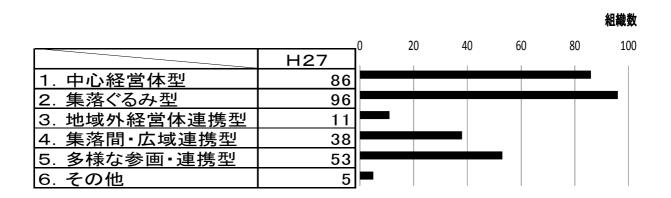
(1)農地維持活動における「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」

■ 活動を実施している活動組織数 : 7 2 3 組 織 ■ 評価 実 施 組 織 数 : 1 9 5 組 織

■市町村の評価結果

優良: 2 4組織適当: 1 5 8組織指導または助言が必要: 1 3組織根本的見直しが必要: 0組織

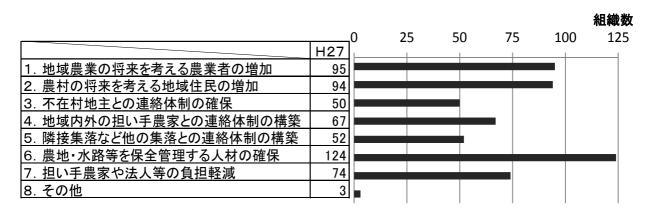
(a) 「構造変化に対応した保全管理目標」として定めたもの



(b) 推進活動に関する平成 27 年度までの取組状況

							和	椒 蚁
		0	25	50	75	100	125	150
	H27			,	, 3	100	123	150
1. 地域の現状や目標の共有	141							
2. 目標に向けた課題の整理	77							
3. 課題解決や保全管理方法の検討	107							
4. 保全管理の体制強化の方針の決定	28							
5. その他	9							

(c) 推進活動による効果



(d) 地域の変化

組織数 25 50 75 100 125 150 175 H27 1. 遊休農地の発生の抑制 173 2. 人・農地プランを踏まえた具体的な取組 47 3. 農地中間管理機構の重点実施区域に設定 15 4. 担い手の確保の進行 33 5. 集落営農組織の法人化への検討、法人化 32 6. 担い手への農地利用集積や集約の促進 35 7 7. その他

(2) 資源向上活動(共同)における「多面的機能の増進を図る活動」

■ 活動を実施している活動組織数 : 5 1 0 組織 ■評価実施組織数 : 1 2 9 組織

■市町村の評価結果

優良: 2 0 組織適当: 1 0 5 組織指導または助言が必要: 4 組織

(a) 「多面的機能の増進を図る活動」として定めたもの

組織数 20 40 60 80 100 H27 1. 遊休農地の有効活用 14 2. 農地周りの共同活動の強化 35 3. 地域住民による直営施行 11 4. 防災・減災力の強化 4 5. 農村環境保全活動の幅広い展開 97 6. 医療・福祉との連携 4 7. 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 12 8. その他

- (b) 多面的機能の増進を図る活動として具体的な取組内容
 - ・水路の目地補修について地域住民による直営施行を行った。
 - ・小学生と水路の調査を行い、生物の生息状況の把握などを行った。
 - ・農業水の反復利用として、排水路に堰を設置し、用水確保を行った
 - ・「どんどや」「案山子」「しめ縄」等子ども達を参加させて農村文化の伝承をしている。
 - ・遊休農地にナタネを植栽するなど、景観形成のための活動を行った。

など

(c) 多面的機能の増進を図る活動による効果

		0	20	40	60	80	組織数 100
	H27	_	20	10	-	-	100
1. 参加者の増加、又は確保	77						
2. 営農意欲の維持、又は向上	29						
3. 整備・補修した施設を大切にするという意識の向上	64						
4. 防災への意識向上	9						
5. 農村環境の保全への関心の向上	91						
6. 地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上	46						
7. 遊休農地の活用	18						
8. 農地利用や地域環境の改善	23		-				
9. 知識や補修技術の向上	56						
10. 自然災害や二次災害による被害の抑制・防止	19						
11. 農村環境の向上	91						
12. 高齢者や障害者等の活躍の場の検討	29						
13. 農村コミュニティの強化	21						
14. その他	3						

第3章 取組による効果

1. 評価の視点と調査方法

国が求める5つの視点である、①「地域資源の保全管理」、②「農村環境の保全・向上」③「農業用施設の機能増進」、④「農村地域の活性化」、⑤「構造改革の後押し等地域農業への貢献」、さらには「県独自の取組評価」として以下の事項について、取組市町村44市町村のうち地震被害の大きい南阿蘇村、西原村、益城町を除く41市町村の756組織を対象にアンケート調査を実施した。そのアンケート結果に基づき評価を行った。

【県独自の取組評価】

- 〇地下水涵養や地下水保全の向上への寄与
- ○本交付金の県民の認知度
- 〇地震で被災した農地・農業用施設の復旧・復興への活用状況

2. 効果の発現状況

【評価区分】

- a. ほとんどの組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (取組組織の8割程度以上で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- b. 大半の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (取組組織の5割程度以上8割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- c. 一部の組織で効果が発現している、又は、発現が見込まれる (取組組織の2割程度以上5割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- d. 効果の発現が限定的である、又は、発現の見込みが限定的である (取組組織の2割程度未満で効果が発現している、又は、発現が見込まれる)
- ※【補足】に記載している a.b.c.d は県独自のアンケートの結果です。

上記のものと異なります。

県独自アンケートの選択肢は次のとおりです。

本交付金に対して「a.かなり役立っている。b.ある程度役立っている。

c. あまり役立っていない。d. 全く役立っていない。」

(1)地域資源の保全管理

①農地の保全管理

効果項目		評	価	
	а	b	С	d
1. 遊休農地の発生や面積拡大を抑制				
2. 病害虫の発生やゴミの不法投棄等の抑制により、営農への				
支障が低減				
3. 農用地での鳥獣被害が抑制				
4.農業者の保全管理作業に係る負担の軽減により、				
適切な保全管理が可能				
【補足】()は回答組織数。				
1について、a:50%、b:43%、c: 6%、d: 1%	ع 6	回答(751)	
2について、a:30%、b:53%、c:15%、d: 2%	<u>ا</u> ح ہ	回答(752)	
3について、a:22%、b:41%、c:27%、d:10%	ء ک ا	回答(738)	
4について、a:61%、b:35%、c: 3%、d: 1%	ا ح 6	9 答 (753)	

②農業用施設の機能維持

②農業用施設の機能維持				
効果項目				
	а	b	C	d
5. 農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理				
6. 異常気象等による被害の拡大等の抑え、災害が発生した				
場合でも迅速な対応が可能				
7. 農業者による農業用施設の保全管理作業に係る負担が軽減				
【補足】()は回答組織数。				
5について、a:85%、b:14%、c: 1%、d: 0%	6と回] 答(755)	
6について、a:37%、b:49%、c:12%、d: 2%	6と 匝] 答 (738)	
7について、a:54%、b:39%、c: 6%、d: 1%	6と回] 答 (748)	

③地域資源の保全管理体制の維持・強化

効果項目			
	а	b c	d
8. 地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成			
9. 集落間や集落内で協力して行う取組や非農業者が参画する			
取組が増加する等、地域資源の保全管理のための体制が強化			
【補足】()は回答組織数。			
8について、a:30%、b:54%、c:14%、d: 1%	%と回	答 (746)	
9について、a:41%、b:48%、c:10%、d: 2%	ると回	答 (747)	

■ 総括:

「1.遊休農地の発生や面積拡大を抑制」、「5.農業用施設の機能が維持され、適切に保全管理」などでa評価となっている。また、農業者の作業に係る負担の軽減はa評価であり、その他の効果項目もb評価であり、地域資源の保全管理という視点では、本交付金は概ね役立っていると考える。

なお、「鳥獣被害の防止」については、役立っていると答えた人は63%と他の項目と 比べると低い値となっているものの、一定の効果はあるものと考えている。

(2)農村環境の保全・向上

効果項目		評	価	
	а	b	С	d
10. 地域の景観が保全・向上				
1 1. 地域の生態系や水質が保全・向上				
12. 伝統的な農業技術や農業に由来する行事、伝統文化の継				
承・復活				
13.活動に対する関心や理解、協力意識が向上				

【補足】()は回答組織数。

1 0 について、a:62%、b:37%、c: 1%、d: 0%と回答(343) 1 1 について、a:31%、b:58%、c:10%、d: 1%と回答(165) 1 2 について、a:38%、b:50%、c:12%、d: 0%と回答(16) 1 3 について、a:47%、b:49%、c: 4%、d: 0%と回答(572) なお、10~12については分母にとる値を変更した。分母の数を「各質問に対応する取組テーマを選択している組織数」とした。

■ 総 括 :

農村環境の保全・向上についても概ね高い評価となっている。11~13の効果項目については、b評価となっているものの、a、bと回答した組織の合計は8割から9割と高い評価となっており、この交付金が農村環境の保全・向上に役立っていると考える。

(3)農業用施設の機能増進

効果項目	評価			
	а	b	С	d
14. 施設の長寿命化の活動により、農業用排水路等の機能が				
増進				
15. 長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識が向上				
16.農業用施設の補修技術や知識が向上				
17. 農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が				
軽 減				
【補足】()は回答組織数。				
14について、a:81%、b:18%、c: 1%、d: (ه % (上回名	§ (52	6)
15について、a:62%、b:35%、c: 3%、d: 0	ه % (ヒ回名	§ (52	6)
16について、a:43%、b:48%、c: 8%、d: 1	ا % ک	上回名	§ (52	6)
17について、a:69%、b:30%、c: 1%、d: 0	ه % (上回名	§ (52	6)

■ 総 括 :

各項目とも非常に高い割合で役立っていると回答があり、農業用施設の機能増進という視点においては、本交付金はかなり役立っていると考える。

(4)農村地域の活性化

効果項目	評価			
	а	b	С	d
18. 地域ぐるみの関わりが増えて地域活性が高まり、地域コ				
ミュニティの維持・強化				
19.集落の枠を超えた話し合いや活動等が増え、集落				
間の交流が活性化				
【補足】()は回答組織数。				
18について、a:35%、b:57%、c:8%、d: 1	ا % ك	:回答	F (739))
19について、a: 18%、b: 46%、c: 30%、d: 5	ع % 5	: 回答	(741)

■ 総 括 :

18、19ともにb評価となっているものの、集落内では、活動や話し合いによる地域コミュニティの維持・強化に9割の組織が、また、他集落との共同活動も6割の組織が役立っていると回答していることから、農村地域の活性化に本交付金が役立っていると考える。

(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献

効果項目	評価			
	а	b	С	d
20. 担い手農家等への農地集積に向けた取組が推進				
21. 農業の担い手の育成が推進				
22. 取組が契機となり、新たな生産品目の導入、経営の複合				
化、6次産業化等の取組が推進				
23. 大区画化等の生産基盤整備に対する意識の向上				
【補足】()は回答組織数。				
20について、a:15%、b:38%、c:40%、d:	ع % 7	: 回答	筝(7 3	5)
21について、a:12%、b:44%、c:44%、d: 6	۶ % ک	: 回答	筝 (73	8)
22について、a: 5%、b:19%、c:57%、d:19	۶ % و	: 回答	≶ (73	4)
23について、a: 9%、b:30%、c:44%、d:17	۶ % ک	2 回 名	筝(73	4)

■ 総括:

6次産業化や大区画化など容易には達成できず、また、即時的にはできない項目であり、全体的に低い割合となっている。県下全域とはいかないが、一部の組織で効果が発現していると考える。

(6) 県独自の取組

効果項目		評	価	
	а	b	С	d
24. 地下水涵養や地下水保全の向上への寄与				
25. 県民の認知度				
26. 熊本地震で被災した農地・農業用施設の復旧・補修への				
活用				

【補足】()は回答組織数。

2 4 について、a: 1 6 %、b: 4 3 %、c: 3 1 %、d: 1 0 %と回答(735) 2 5 について、a: 1 3 %、b: 5 1 %、c: 3 4 %、d: 2 %と回答(737) 2 6 については評価対象とせず。

■ 総括:

「24. 地下水涵養や地下水保全の向上への寄与」について、6割の組織が本交付金は役立っていると回答しており、本県が進める農業による地下水保全に寄与していると考える。

「25. 県民の認知度」については、6割の組織が県民は理解していると回答しているものの、これについては、都市側の住民がどう理解しているか、県民アンケート等で確認する必要がある。

- 〇「26. 熊本地震で被災農地・農業用施設の復旧・補修への活用」について (7月時点)
 - ・本交付金を地震被災の農地・農業用施設の復旧に活用したと回答した組織は77組織(719組織のうちの77組織(11%))
 - ・被害を受けた農地面積は2931ha、本交付金を活用し復旧した農地面積は2414ha(被災面積8割相当)。
 - ・本交付金を地震に対する復旧に活用していないと回答した組織の主な理由は 次のとおり。
 - ①被害が無かった。少なかった。
 - ②被災した規模が大きく、本交付金ではなく災害復旧事業で復旧や補修を行った。
 - ③被災はしているが、対象農地では無かった。
 - ④本交付金の予算が少額のため、取り組む余裕がない。

第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発

(1)活動組織に対する普及・啓発の取組

- ・本県では、多面的機能支払交付金の活動組織を対象とした「むら.再生フォーラム」 を毎年開催し、そのフォーラムにおいて活動組織から地域資源の保全活動に係る事 例発表を行い、他活動組織に啓発を図っている。
- ・県内の取組み事例を参考にさらなる活動の拡大、充実を図るため、活動事例集を作成し、全活動組織、市町村等に配布した。
- ・平成26年度には、普及・啓発のため、ポスター、チラシを作成するとともに、テレビ、ラジオのCM放送、また、2月第1週の月曜日から金曜日の5日間、5分間の特集番組を制作しテレビ放映を行った。
- ・阿蘇の野焼きが恒久的な取組みとなるよう、本交付金を活用した「阿蘇草原保全支援システム」の構築に寄与した。
- ・平成29年の月刊農業くまもと「アグリ」において、奇数月の計6回、「多面的機能支払」の活動事例を紹介することとしており、取組拡大や質的向上を図ることとしている。

(2) 県民に対する普及・啓発の取組

- ・本交付金による取組み状況について、県民への周知を図るためパネル展示を、本年 度は次の2回予定している。
 - 〇平成 28 年 10 月 19 日~同年 11 月 2 日県民交流会館パレア展示スペース〇平成 29 年 2 月県庁地下 1 階展示スペース
- ・多面的機能支払の取組みを、「人と国土 2 1 (発行:(財)国土計画協会)」、「エコタイムズ(発行:県環境センター)などの季刊誌に掲載し、県民への周知を図っている。
- ・ "熊本県多面的機能支払推進協議会"のホームページをリニューアルし、活動組織の取組状況を情報発信している。
- ・熊本県の広報番組「はっ県!くまモンラボ」に、多面的機能支払の取組活動が2回取り上げられ、県民に周知を図っている。
- ・平成26年度に、親しみやすさを持つため「多面的機能支払交付金」のイメージキャラクター"守るんジャー(※)"を作成し、チラシ、名刺などに掲載し、「多面的機能支払制度」の周知・啓発を図っている。

※多面的機能戦隊"守るんジャー"

- 〇 "守るんジャー" と県内活動組織の構成員、 さらには全県民が、多面的機能戦隊員とな るよう、日々活動している。
- 〇この"守るんジャー"のイラストは、申請 手続きを行い、使用目的が適正であれば、 誰でも無料で使用できるようになっている。



第5章 取組の推進に関する課題や今後の取組方向等

1. 課題と今後の取組方向

(1) 現状

- ・現在、本県における"農地維持支払"の取組カバー率は60%と全国平均(52%)よりも高いが、地目別にみると、水田のカバー率が71%であるのに対し、畑(樹園地)は35%、草地が52%と低い状況にある。
- ・また、市町村間で取組カバー率の差が大きくなっている(カバー率 1 位:嘉島町 87%、カバー率 44 位:球磨村 12%、本県では唯一五木村が取組みなし)。
- ・今後、取組拡大を考えている市町村が24市町村ある一方で、考えていない市町村が20市町村あった。この20市町村には、既に取組カバー率が高い市町村も含まれるが、カバー率が低い市町村も含まれている。
- ・取組拡大を進めるに当たっては、市町村職員や活動組織の事務負担が大きくなっていること、農地維持など活動への参加者が不足していることが課題であると、アンケート調査及び聞き取り調査等で分かった。
- ・活動組織については、広域化が進む一方で、以前として協定農用地面積が50ha未満の活動組織が7割を占めている(協定農用地面積50ha未満の組織数:438組織/全組織数:612組織)。
- ・ "資源向上支払(共同活動)"における農村環境保全活動について、「景観形成・ 生活環境保全」の取組が多く、本県が期待する「水田貯留・地下水かん養」、「資 源循環」の取組が低い状況にある。
- ・中山間地域等直接支払交付金との重複取組については、概ね8割程度となっている。

※中山間直払との重複状況

● H 2 5 年度 中山間直払約 3.3 万 ha のうち O. 7 万 ha (重複 2 割)

● H 2 6 年度 中山間直払約 3.3 万 ha のうち 2. 2 万 ha (重複 6 割)

(2)課題

- ・上記現状を踏まえ取組拡大、推進を図るためには次のような課題がある。
- ①畑(特に樹園地)及び草地における取組拡大
- ②活動組織の事務負担軽減に向けた土地改良区への事務委託、広域化への支援
- ③ 市町村が実施する現地確認事務等の負担軽減
- ④「中山間直払」との同一エリアにおける取組拡大
- ⑤事業制度の県民への理解促進
- ⑥ "資源向上支払 (共同活動)" における農村環境保全活動の質的向上
- (3) 今後の取組方向
 - ・今後の取組方向としては次のとおりである。
 - ①畑(樹園地)、草地における取組拡大

畑(樹園地)、草地においては、水田と異なり共同での草刈り、泥上げなどの作業に馴染みがなく、取組みが進まない状況にある。こうした地域にあっても、例えば農道、鳥獣害防止柵の管理、草地であれば野焼きなど活動が既に行われている。畑(樹園地)、草地における取組拡大については、これらの活動が「多面的機能支払」の対象になることを、地域や市町村に対しさらなる周知を図る。加

えて、農家の理解を高めるため、他地域での取組みを事例集としてとりまとめ、 集落の会合などの機会を捉えて、一層の事業展開を図る。

草地においては、阿蘇市の草地における(財)グリーンストックとの連携による取組をモデルとして、他市町村の草地の取組面積を拡大していく。

特に、阿蘇の草地は、景観形成、自然環境の保全、伝統文化の継承を担っているほか、観光などにも大いに寄与している。現在、阿蘇の草原の維持と持続的農業は"世界農業遺産"の認定を受けている。

自然と人の共生が長年にわたり守られてきた阿蘇の文化的景観を今後も継続していくため、次は "世界農業遺産"と同じコンセプトである"世界文化遺産"の認定を目指しており、阿蘇の草地の維持管理に努めるとともに、今回の地震における甚大な被害からの復旧を図る。

②活動組織の事務負担軽減等のための組織の広域化

「多面的機能支払」に取り組んでいない地域(集落)にあっても、草刈り、泥上 げなどの作業が実施されているものの、経理や活動記録の整理等の事務が面倒、 人材不足などの理由により取組を躊躇されている。

現在、「多面的機能支払」に取組んでいる活動組織の中には、将来、事務等を担う人材が不足する恐れから取組の継続に不安をもっている組織もある。

この様な地域(集落)において、取組みを継続、始めるための解決策の一つとして、市町村、もしくは旧市町村を単位とする広域活動組織の立ち上げを提案していく。既に県内には、山鹿市、あさぎり町、多良木町などで立ち上がっている。

「多面的機能支払」への取組みを躊躇している集落も、この広域活動組織に加われば取組が可能となる。さらに広域活動組織は、⑦既存の活動組織における事務負担の軽減、④新たな雇用の創出、⑦市町村職員の事務負担軽減にもつながることが期待できる。

また、活動組織における事務負担軽減の一つとして、土地改良区やJA、農業生産法人等への業務委託を推進する。

③中山間地域等直接支払制度との重複による拡大

「中山間地域等直接支払」との重複の推進では、地域や市町村に対して、「中山間地域直接支払」と重複しても取組が可能であることや、「多面的機能支払」を活用するメリットなど丁寧に説明し、土地改良区やJAとも連携し、理解の促進を図っていく。

④ 市 町 村 の 現 地 確 認 等 の 事 務 負 担 軽 減

市町村では、農地の現地確認作業に加え、昨年度から新たに活動組織への交付金に関する事務が増えた。そこで、タブレット端末を活用した現地確認システムの導入や、"熊本県多面的機能支払推進協議会"に事務の一部を担ってもらうなど、市町村の事務負担軽減を図る。

⑤県民への理解促進

継続的に活動ができるよう、あらゆる広報手段、機会を活用し、県民への理解促進を図る。なお、県民への理解促進に当たっては、その効果が最大限に発揮できるよう相手、手段等を明確にして進める。

⑥ "資源向上支払(共同活動)"における農村環境保全活動の質的向上

市町村、活動組織に対し、説明会を通じその意義を説明し活動内容の質的向上を進め、"地下水と土を育む農業推進条例"の取組みを後押しする。

- ・なお、本県における多面的機能支払の取組方針は次のとおりである。
 - 〇農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮、集落の所得向上に向け、市町村や 土地改良区など関係機関と連携しながら積極的に推進し、農業・農村を下支えし ていく。
 - 〇集落の団結力の強化や集落間のネットワーク化による新たな地域活動の芽吹き など地域の絆の再生につなげていく。
 - 〇農地維持支払の取組目標面積を 9 . 7 万 h a (農振農用地 8 割相当) まで拡大

2. 制度に対する提案等

日本型直接支払制度は、多面的機能の維持・発揮に資する取組みの中核である。 特に、「多面的機能支払交付金」は、農地や農業用施設の補修・更新等、地域ぐる みで行う活動に活用しており、地域の絆の再生にも寄与している。

今般の熊本地震においては、地震により被災した農地・農業用施設の応急措置や 復旧に「多面的機能支払交付金」が大きく寄与し、被災した地域の大部分で田植え が可能となり、農家の方々から大変喜ばれている。応急措置や復旧に要した日当や 材料代等にこの交付金が充当できたことに加え、この交付金による日頃の活動によ って養われていた組織の団結力が大いに役立ったと考えている。

その一方で、地震被災の農地・農業用施設の応急措置、復旧に交付金を活用したことから、本来行うべき草刈り、泥上げなどの維持活動や、長寿命化による施設の更新や改修が計画通りにできなかった組織も存在している。また、交付金が不足したことなどの理由から、被災した農地・農業用施設の復旧を次年度以降に行う組織も存在している。

そのため、甚大な自然災害が発生した際には、通常の交付単価による交付金に加え、災害復旧用としての交付金の追加配分が可能となる制度にしていただきたい。

さらに、農地・農業用施設が維持され、そこで農業が継続されることによって、 多面的機能が維持・発揮される。ついては、活動組織の自主性に基づいた自由度の 高い活動が展開できるよう、現在は使途が認められていない共同活動を前提とした 畦塗機の購入や乾燥施設の導入等の営農活動にも一定割合を使えるようにするなど、 地方のニーズを踏まえた弾力的な運用ができるよう制度拡充をお願いしたい。

また、活動組織の構成員が高齢化、減少する中、"資源向上支払(共同活動)" を契機に農地維持支払の活動にも非農家の参加を促すため、交付単価アップ、要件 緩和などをご検討いただきたい。

最後に、阿蘇の草地や南阿蘇村、西原村、益城町をはじめとする熊本地震で被災した農地では、復旧・復興に向けて計画的に時間をかけて取組む必要がある。加えて、多面的機能支払に係る事務処理に多大な労力を要しており、取組拡大、事業推進に支障が生じているとの市町村からの声がある。ついては、今後も、多面的機能支払による取組みを更に発展させ地方創生に結び付けることができるよう、推進交付金も含めた十分な予算確保と適切な配分をお願いしたい。